

ソフトウェア分野の脱炭素研究会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本研究会の名称は「ソフトウェア分野の脱炭素研究会（英文名：Study Group on Green Software）（以下「研究会」という。）」とする。

(目的)

第2条 研究会は、ソフトウェアの技術発展により、あらゆる分野で、その産業・社会構造が大きく変革しつつあることを踏まえ、ソフトウェアのライフサイクルに於ける二酸化炭素排出削減に資する業界内の連携活動の場を提供し、脱炭素社会実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 研究会は前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 ソフトウェア開発・運用に伴い排出される二酸化炭素を可視化・算定ルール業界標準化とそのブラッシュアップ。
- 2 ソフトウェア開発・運用に伴い排出される二酸化炭素を可視化・算定する手法の普及・啓発活動。
- 3 その他研究会の目的を達成するために研究会が自ら必要と判断した事業

第2章 会員

(会員)

第4条 研究会の目的及び事業に賛同する特定非営利活動法人日本環境倶楽部の会員企業、会員団体とする。

2 会員の種別は、次の通りとする。

- 一 法人会員 研究会の目的に賛同する企業又は団体

(入会)

第5条 会員になろうとする者は、入会申込書を研究会に提出し、その承認を得て会員になることができる。

(退会)

第6条 会員は、会員の意思により任意に退会することができる。ただし、退会に際しては、研究会に届け出なければならない。

2 本会則を遵守しないとき又は研究会の名誉を毀損する行為があったとき若しくは次の各号の一に該当すると認められるときは、研究会会員総計の4分の3以上の多数による議決により、当該会員を退会させることができる。

- 一 反社会的勢力等に該当し、または反社会的勢力等と関係を有した場合。

- 二 研究会の運営を妨げ、または妨げようとした場合。
- 三 その他、除名すべき正当な理由がある場合。

(会員の責務)

第7条 会員は、第2条の目的を達成するため、信義誠実の原則に従い、会員の責務として、次の事項を遵守し実践する

- 2 ソフトウェア業界の健全な発展を推進するため、研究会の決定事項と運営及び事業活動に関して積極的に協力する事。
- 3 研究会の活動に於いて開示を受け、かつ開示の際に秘密である旨を明示した技術上または営業上の情報を、研究会の承諾を得ないで第三者に開示または漏えいしてはならず、研究会の活動のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならないものとする。

第3章 組織と運営

(主査、副主査)

第8条 研究会には主査1名、副主査1名を置く。

- 2 主査は、研究会の会員による互選とする。
- 3 主査は、副主査を指名できることとする。
- 4 主査および副主査の任期は、原則として1年とする。ただし、再任することができる。任期未満での交代の場合の後任者の任期は前任者の残存期間を引き継ぐものとする。

(主査、副主査の責務)

第9条 主査は、研究会を代表しその業務を総理する。

- 2 特定非営利活動法人日本環境倶楽部にその活動を報告し承認を得る。
- 3 副主査は主査を補佐する。

(研究会)

第10条 研究会は、事業計画の立案・策定し、その実現のために必要な事項について推進する。

- 2 主査は必要に応じて会員の参加する研究会を主宰する。
- 3 研究会への参画メンバーは会員の判断に委ねる。

(分科会)

第11条 研究会の下部に、分科会・WG等を置く事ができる。

- 2 分科会・WG等は、その活動の円滑な推進を図るため、運営方法等については、自ら規定を定めることができる。

(事務局)

第12条 研究会の庶務は、特定非営利活動法人日本環境倶楽部が行う。

- 2 主査は、上記に拘わらず、庶務を会員から追加できる。

第4章 知的財産

(帰属)

第13条 研究会の事業遂行により発生した権利は、研究会及び当事者の協議によって決定する。

(保護)

第14条 研究会の発行する全ての資料・データについて無断で、他の媒体に掲載し、有償・無償を問わず第三者に譲渡もしくは貸与し、または公表してはならない。

第5章 守秘義務

(秘密保持の誓約)

第15条

本件研究会の許可なく、本件研究会に関して機密情報として指定した事項を、本件研究会の参画者以外の者に対し開示したり、又は本件研究会遂行の目的以外に使用してはならないものとする。

(研究会終了後の秘密保持等)

第16条

機密情報を、公知になったものを除き、本件研究会終了後（退会後も含む。）も、不正に開示又は不正に使用してはならないものとする。

(第三者に対する守秘義務の遵守)

第17条

第三者に対して守秘義務を負っている情報については、本件研究会において知り得たかそれ以前から知っていたかにかかわらず、その守秘義務を遵守することとする。

第6章 会則の変更、解散

(会則の変更)

第18条 この研究会が会則を変更しようとするときは、研究会会員総計の4分の3以上の多数による議決による。

(解散)

第19条 この研究会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 特定非営利活動法人日本環境倶楽部の解散
- (2) 本研究会の決議

付則 本会則に記載されていない事項については、関係者が誠意をもって協議する。

この規約は、2024年6月28日より施行する。